

令和6年度 郡山市エネルギー3R推進事業補助金 ～ 事業所用 ～

家庭及び事業所において“**電気を創り、省き、蓄える**”ことで、地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出量を削減するため、設置費用の一部を助成します。

対象設備	補助金額
自家消費型事業用 太陽光発電システム	上限 250,000円

申請期間：

令和6年4月19日(金)から

令和7年3月14日(金)まで



※ 全て設置後の申請となります。

※ 補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

※ 書類は直接、環境政策課窓口へお持ちください。(郵送不可)

問合せ 郡山市環境政策課

TEL : 024-924-2731 FAX : 024-935-6790

詳しくは市ウェブサイトへ

⇒ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html>

【受付時間】

土・日・祝日・12/29～翌年1/3を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで



市内に本社または事業所を有する法人であって、次に掲げる要件(1)又は(2)のいずれかを満たす事業者。ただし、初期費用0円モデル（リース契約等）による設置を除く。

(1) 補助対象設備が設置されている市内の事業所を新築し、建物登記（権利部甲区受付年月日）が令和6年1月1日から令和7年2月28日までに完了した事業者

(2) 既存の市内の事業所に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が令和6年1月1日から令和7年2月28日までに完了した事業者

※ただし、次に該当する事業者には補助金を交付できません。

- ① 郡山市税を滞納している者
- ② 本補助金の交付を既に受けて対象設備を設置した事業所において、新たに対象設備を設置する者
- ③ 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する一般競争入札の参加者の資格がない者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

直接、環境政策課までお持ちください。（郵送不可）

- (1) エネルギー3R推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業実施内容書（第2号様式）
- (3) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (4) 収支決算書（第4号様式）
- (5) 収入印紙の貼付け及び契約締結日の記載があり、申請者本人が契約者となっている工事請負契約書 又は売買契約書で経費内訳が記載してあるものの写し（契約書の本文で対象設備の内容及び金額が確認できない場合は附属書類により確認できること。）
- (6) 対象システムの設置に係る申請者本人宛ての領収書の写し（分割払い等の場合は、分割払いに係る契約書又は申込書等の写しにより対象システムの支払いが確認できること。）
- (7) 補助金の振込先金融機関とする申請事業者名義の通帳の写し等（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの）
- (8) 対象システムの設置を確認できるカラー写真（設備を設置した建物全体が写っている写真及び設置した対象設備（電力変換装置（パワーコンディショナー等）等附属機器すべて））
- (9) 補助対象設備のメーカー名・型式・製造番号・設備容量が確認できる資料
- (10) 対象システムで発電した電力を自家消費することが確認できる資料（系統連携申込書の写し等）
- (11) 申請者の事業概要が分かる資料（パンフレット、定款等）
- (12) 事業所を新築した者は、建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（発効後3か月以内の証明書に限る。）

※申請書様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます

⇒ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html>

3 補助の対象となる設備について（設備の要件、補助対象経費、補助金額）

自家消費型事業用太陽光発電システム

【設備の要件】

次の要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する太陽光発電システム。
 - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が10キロワット以上であるもの。
 - イ パワーコンディショナー（インバータ及び保護装置を含む。以下同じ。）の定格出力（単位は、キロワットとし、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が10キロワット以上であるもの
- (2) (1)は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等で構成されたものであること。
- (3) 市内の事業所の屋根若しくは敷地内に設置され、同敷地内にて事業所の電力として、自家消費することを目的とした設備であること。
- (4) FIT・FIP認定または認定取得見込みでないこと。

【補助対象経費】

太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及び付属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器をいう。）並びに設置工事に要する経費

【補助金額】

補助対象経費以内の額とし、25万円を限度とする。

4 申請者本人が書類を提出できない場合

- (1) 代理の方による提出が可能です。
- (2) 代理の方が申請書を提出する場合は、署名捺印（または記名押印）及び捨印欄への押印をお願いします。押印が無く書類の訂正がある場合は、申請者ご本人に訂正いただく必要があるため、書類をお返しすることがあります。
- (3) 申請手続きを代行される事業者は、環境政策課との連絡（申請内容の間違いの訂正や不足書類の提出等）のため、申請書に連絡先の記入をお願いします。